株　主　各　位

（証券コード9729）
平成27年６月４日

岐阜市若宮町九丁目16番地
株式会社トーカイ
代表取締役社長　小野木孝二

第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　時**　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
2. **場　所**　岐阜市若宮町九丁目16番地
   当社本店　７階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. **目的事項**
   報告事項
   1. 第60期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
   2. 第60期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　定款一部変更の件

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第８号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tokai-corp.com/)に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループの主要事業が属するヘルスケア業界は、高齢者人口の増加を背景に、その市場は拡大傾向にあります。需要は堅調に拡大し、成長分野として注目を集める一方、参入事業者も多く、地域における競合や価格競争等も発生しております。

このような状況の中、当連結会計年度における当社グループの売上高は、全てのセグメントにおいて前年同期比増収を達成し、過去最高を更新しました。

セグメント別の売上につきましては、「健康生活サービス」では、医療機関からのアウトソーシングを請け負う病院関連事業において、主力であるレンタル商品の拡販が好調に推移したことなどにより、増収を達成しました。また、「調剤サービス」は、処方せん受付回数の増加・処方せん単価の上昇により増収を達成しました。さらに「環境サービス」においても、太陽光事業が売上を伸ばしたことなどから増収を達成しました。

利益面につきましては、労務費・人件費の増加、レンタル資材費の増加等がありましたが、増収による利益増等により、営業利益・経常利益が前年同期比増益となりました。

また、前年同期には、特別損失において減損損失の計上をしており、当期純利益についても前年同期比増益となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績については、売上高981億59百万円（前年同期比29億91百万円増、3.1％増）、営業利益70億92百万円（前年同期比1億40百万円増、2.0％増）、経常利益73億38百万円（前年同期比96百万円増、1.3％増）、当期純利益45億86百万円（前年同期比10億28百万円増、28.9％増）となりました。

また、当社個別の経営成績は、売上高422億84百万円（前年同期比7億55百万円増、1.8％増）、営業利益26億55百万円（前年同期比2億23百万円減、7.8％減）、経常利益39億39百万円（前年同期比2億81百万円減、6.7％減）、当期純利益29億27百万円（前年同期比7億50百万円増、34.4％増）となりました。

セグメント別の状況は、次のとおりであります。

［セグメント別状況］

①　健康生活サービス

病院関連事業において、主力であるレンタル商品の拡販が好調に推移したほか、給食事業の新規契約獲得やシルバー事業のレンタル売上の伸びも要因となり、「健康生活サービス」は前年同期比増収となりました。利益面につきましては、営業力強化のための人件費増、レンタル資材費の増加があったものの、病院関連事業の増収に伴う利益増等により前年同期比増益となりました。

売上高　　486億58百万円（前年同期比 12億 3百万円増、 2.5％増）
営業利益　　46億 6百万円（前年同期比　　68百万円増、 1.5％増）

②　調剤サービス

115店舗の事業展開となり、当期８店舗、前期８店舗の新規出店効果及び処方せん単価の上昇により前年同期比増収となりました。利益面につきましては、薬価改定や消費税率引き上げの影響はあるものの、当連結会計年度より連結対象子会社が１社増加したことによる利益の増加もあり、前年同期比増益となりました。

売上高　　367億51百万円（前年同期比 14億89百万円増、 4.2％増）
営業利益　　34億40百万円（前年同期比　3億24百万円増、10.4％増）

③　環境サービス

太陽光事業が売上を伸ばし、病院清掃事業においても新規契約の獲得等により順調に推移したことから、前年同期比増収となりました。利益面につきましては、リースキン事業における減収、レンタル資材費の増加等により前年同期比減益となりました。

売上高　　125億48百万円（前年同期比　2億89百万円増、 2.4％増）
営業利益　　3億71百万円（前年同期比　2億 7百万円減、35.9％減）

企業集団の事業セグメント売上高

事業区分	前連結会計年度（平成25年４月１日から平成26年３月31日まで）		当連結会計年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）		前年同期比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
健康生活サービス	47,454	49.9	48,658	49.6	1,203	2.5
調剤サービス	35,262	37.0	36,751	37.4	1,489	4.2
環境サービス	12,259	12.9	12,548	12.8	289	2.4
その他	191	0.2	200	0.2	9	4.9
合計	95,167	100.0	98,159	100.0	2,991	3.1

（注）　上記は外部顧客に対する売上高を記載しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は29億54百万円となりました。当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは、次のとおりであります。

①　当連結会計年度中に完成した主要設備

・当　社

介護用レンタル資産の取得

・子会社

株式会社トーカイ（四国）

本社工場の洗濯設備及び排水処理設備の更新

②　当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

・当　社

介護用レンタル資産の拡充

京都において新工場建設

(3) 資金調達の状況

当期の設備投資については、全額自己資金でまかなっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが主力事業を展開するヘルスケア業界は、２年に１度の診療報酬改定や３年に１度の介護報酬改定をはじめ、高齢化の進展に伴う国の施策の追加・変更等が多いことから、事業環境の変化に適切に対応することが求められます。

また、市場の拡大に伴い、地域における参入事業者との競争が激化するなか、競合他社との差別化を図るための新たな営業戦略を検討し、これを早期に確立することが重要となってまいります。

加えて、近年では、企業業績の改善等を背景に、各産業において労働力不足が顕在化しております。長期的な視点でみれば、労働力人口の減少により労働力不足はさらに深刻化することが懸念され、企業の持続的な成長を図るうえで、人材の確保や雇用対策の強化は重要な経営課題であると認識しております。

こうした課題に対応するため、当社グループでは、以下について重点的に取り組んでまいります。

① 営業力強化による事業拡大

制度変更や顧客ニーズへの対応力、即応力のある人材の育成により競争力を高め、地域に密着した営業を展開することで、それぞれの地域でトップシェアを確立することを目指します。

② 労働力不足への対応

新たな人材確保のための積極的な採用活動に加え、社内の人材育成、教育を積極的に進めます。また、高齢者や女性、非正規従業員も広く活躍できる労働環境を整備するなどし、労働力不足といわれる環境下にあっても、攻めの企業活動を推進できるよう取り組みます。

③ 「総合ヘルスケア企業」としての価値の最大化

「総合ヘルスケア企業」として、厚生労働省の推進する「地域包括ケアシステム」に寄与する事業者となるべく、グループ間及び事業間の更なる連携強化を図り、保有する経営資源や事業シナジーの最大化に努めます。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続き、倍旧のご支援とご厚情を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第57期 平成24年３月期	第58期 平成25年３月期	第59期 平成26年３月期	第60期 平成27年３月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	83,495	86,946	95,167	98,159
経常利益（百万円）	7,472	7,082	7,242	7,338
当期純利益（百万円）	3,462	3,701	3,557	4,586
１株当たり当期純利益（円）	194.19	207.48	198.90	255.81
総資産額（百万円）	61,725	63,135	70,211	73,865
純資産額（百万円）	36,192	39,990	43,082	47,926
１株当たり純資産額（円）	2,016.96	2,224.38	2,391.66	2,655.36
自己資本比率（%）	58.3	63.0	61.0	64.6

(注)　平成27年３月期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区　　分	第57期 平成24年３月期	第58期 平成25年３月期	第59期 平成26年３月期	第60期 平成27年３月期 (当事業年度)
売上高（百万円）	33,070	39,869	41,528	42,284
経常利益（百万円）	2,213	4,461	4,221	3,939
当期純利益（百万円）	924	3,524	2,177	2,927
１株当たり当期純利益（円）	51.83	197.57	121.71	163.27
総資産額（百万円）	44,071	42,917	44,049	47,283
純資産額（百万円）	22,354	25,968	27,679	30,729
１株当たり純資産額（円）	1,251.99	1,451.13	1,543.55	1,710.11
自己資本比率（%）	50.7	60.4	62.8	65.0

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権の所有割合	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社トーカイ（四国）	56	100.0	病院関連事業及び寝具・リネンサプライ事業
株式会社プレックス	10	100.0(100.0)	クリーニング設備の製造及び販売
トーカイフーズ株式会社	12	100.0	病院給食事業
株式会社サン・シング東海	100	51.0	布団製造
有限会社山本綿業	53	100.0	寝具・リネンサプライ事業
たんぽぽ薬局株式会社	693	100.0	調剤薬局事業
有限会社レベルアップ	3	100.0(100.0)	医薬品卸売事業
株式会社ティ・アシスト	10	100.0	ビル清掃管理事業
株式会社ビルメン	30	100.0(100.0)	ビル清掃管理事業
大和メンテナンス株式会社	10	100.0	リースキン事業
株式会社リースキンサポート	30	100.0	マット・モップ等の配送及び交換
株式会社日本情報マート	30	99.7	中堅中小企業向け経営コンテンツ提供事業

（注）1.　議決権の所有割合は間接保有分を含めており、(　) 内は内書で間接保有分であります。
2.　株式会社トーカイ（本社：香川県高松市）は、商号が当社と同一のため、株式会社トーカイ（四国）と表記しております。
3.　有限会社レベルアップは、重要性が増したため、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、提供するサービスの内容によって、快適な療養、生活をサポートする事業として「健康生活サービス」、調剤技術を通じて地域医療をサポートする事業として「調剤サービス」、快適な空間づくりをサポートする事業として「環境サービス」、上記以外の中堅中小企業向け情報提供業務として「その他」に事業区分しております。

各事業区分の主要サービスは、次のとおりであります。

事業区分	売上区分	主要サービス
健康生活サービス	病院関連事業	病院用寝具類・白衣のレンタル、医療関連商品のレンタル及び販売、看護補助業務
	給食事業	病院等の給食の受託運営
	シルバー事業	介護用品・機器等のレンタル及び販売、その他介護用品類のレンタルに付随したサービス
	寝具・リネンサプライ関連事業	寝具類・寝装品類のレンタル及び販売、その他寝具類のレンタルに付随したサービス
	クリーニング設備製造事業	クリーニング設備の製造及び販売
	その他	アクアクララ（水の宅配）、損害保険代理店
調剤サービス	調剤薬局事業 医薬品卸売事業	調剤薬局の経営、医薬品等の卸売
環境サービス	リースキン事業	リースキン商品のレンタル及び販売、マット・モップ等の洗濯加工
	ビル清掃管理事業	建物の清掃及び管理、害虫駆除
	不動産賃貸事業	不動産賃貸
その他	情報提供事業	経営情報の提供

(8) 主要な営業所及び工場

株式会社トーカイ

本　　社　岐阜市若宮町九丁目16番地
羽 島 本 部　岐阜県羽島市正木町須賀赤松2627番地
営業の拠点　東北地区　仙台営業所
関東地区　横浜支店　他18拠点
中部地区　本社　他17拠点
近畿地区　大阪支店　他15拠点
中国地区　岡山営業所　他１拠点
四国地区　高松営業所　他10拠点
九州地区　九州支店　他３拠点
合計　71拠点
生産の拠点　関東地区　横浜工場
中部地区　羽島工場　他３拠点
近畿地区　三重工場

株式会社トーカイ（四国）

本　　社　高松市鶴市町2025番地３
営業の拠点　四国地区　本社
中国地区　中国支店
生産の拠点　四国地区　本社工場
中国地区　岡山工場

株式会社プレックス
　本　　社　高松市鶴市町949番地１
　営業の拠点　四国地区　本社
　　関東地区　東京営業所
　　近畿地区　大阪営業所
トーカイフーズ株式会社
　本　　社　岐阜県羽島市江吉良町村前2197番地
　営業の拠点　中部地区　近畿地区　四国地区　本社
　生産の拠点　中部地区　本社工場
株式会社サン・シング東海
　本　　社　岐阜市若宮町九丁目16番地
　生産の拠点　中部地区　大野工場
有限会社山本綿業
　本　　社　三重県松阪市駅部田町201番地
　営業の拠点　近畿地区　本社
　生産の拠点　近畿地区　本社工場
たんぽぽ薬局株式会社
　本　　社　岐阜市若宮町九丁目16番地
　店　　舗　中部地区　82店
　　近畿地区　29店
　　四国地区　４店
　　合計　115店
有限会社レベルアップ
　本　　社　岐阜市若宮町九丁目16番地
　営業の拠点　中部地区　本社
株式会社ティ・アシスト
　本　　社　岐阜市若宮町九丁目16番地
　営業の拠点　関東地区　東京営業所
　　中部地区　本社　　他４拠点
　　中国地区　岡山営業所
株式会社ビルメン
　本　　社　さいたま市浦和区岸町四丁目３番１号
　営業の拠点　関東地区　本社
大和メンテナンス株式会社
　本　　社　兵庫県姫路市飾磨区中野田二丁目69番地
　営業の拠点　近畿地区　本社
株式会社リースキンサポート
　本　　社　岐阜県羽島市正木町須賀赤松2627番地
　営業の拠点　中部地区　羽島本部　他１拠点
株式会社日本情報マート
　本　　社　東京都中央区日本橋小網町９番９号
　営業の拠点　関東地区　本社

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメントの名称	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
健康生活サービス	1,551［3,012］	57名（ 増 ）
調剤サービス	778［ 87］	71名（ 増 ）
環境サービス	225［1,264］	6名（ 減 ）
その他	11［ —］	—名（ — ）
全社（共通）	69［ 1］	1名（ 減 ）
合 計	2,634［4,364］	121名（ 増 ）

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は、［ ］内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,180 ［1,891］	22 名（ 増 ）	37.6	10.2

（注）1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数は［ ］内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 当社の主要な借入先

借入先	借入残高（百万円）
たんぽぽ薬局株式会社	4,900
株式会社大垣共立銀行	448
株式会社十六銀行	437
株式会社トーカイ（四国）	300
株式会社北陸銀行	265
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	260

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

該当事項はございません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

2.　会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数**　57,000,000株

(2) **発行済株式の総数**　17,959,831株　（自己株式60,842株を除く。）

(3) **株主数**　2,838名

(4) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
有限会社小野木興産	2,820	15.70
株式会社大垣共立銀行	710	3.95
トーカイ共友会	708	3.94
株式会社十六銀行	705	3.92
岐阜信用金庫	672	3.74
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	669	3.73
小野木孝二	538	2.99
株式会社北陸銀行	525	2.92
トーカイ従業員持株会	435	2.42
三菱ＵＦＪリース株式会社	384	2.13

（注）　持株比率は自己株式（60,842株）を控除して計算し、小数点第３位を切り捨てて表示しております。

(5) **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はございません。

3.　会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第１回 株式会社トーカイ新株予約権	第２回 株式会社トーカイ新株予約権
新株予約権の数	25個	202個
付与対象者の区分及び人数	当社取締役　　１名	当社取締役　　４名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式　　2,500株	普通株式　　20,200株
新株予約権の行使時の払込金額	1,278円	1,806円
新株予約権の行使期間	自　平成24年６月30日 至　平成27年６月29日	自　平成25年６月30日 至　平成28年６月29日
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

1. 権利行使時において、当社の取締役及び従業員ならびに当社子会社の取締役及び従業員であること。また、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合は、権利の行使を認めるものとする。
2. 新株予約権の相続は認められないものとする。
3. その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権引受契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社の従業員、当社子会社の役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はございません。

4.　会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地　　位	担当及び重要な兼職の状況
小野木孝二	代表取締役社長	株式会社日本情報マート代表取締役社長 株式会社サン・シング東海代表取締役会長 株式会社トーカイ（四国）代表取締役会長 公益財団法人小野木科学技術振興財団理事長 一般社団法人岐阜県経営者協会会長 公益財団法人岐阜県体育協会会長
臼井忠彦	専務取締役	業務統括
樋口政廣	常務取締役	生産本部長兼調達本部長 株式会社サン・シング東海代表取締役社長
白木元朗	常務取締役	病院関連事業本部長
多賀慎一郎	取締役	東部営業推進担当兼病院関連事業本部東部担当本部長
堀江範人	取締役	総務本部長兼経理本部長
広瀬章義	取締役	L.E.C.事業本部長
安藤嘉章	常勤監査役	
山田　豊	常勤監査役	
川島和男	監査役	川島和男法律事務所所長
亀山　穠	監査役	

（注）1.　当事業年度の取締役及び監査役の異動等
(1)　取締役臼井忠彦氏は、平成26年６月27日開催の第59回定時株主総会終了後の取締役会において、専務取締役に就任し、L.E.C.事業本部長を解かれ業務統括を委嘱されました。また、平成26年６月18日開催の大和メンテナンス株式会社の定時株主総会において、代表取締役社長を退任いたしました。
(2)　取締役白木元朗氏は、平成26年６月27日開催の第59回定時株主総会終了後の取締役会において、常務取締役に就任いたしました。
(3)　取締役堀江範人氏は、平成27年４月１日付組織変更に伴い、総務本部長兼経理本部長を解かれ、管理本部長を委嘱されました。
(4)　取締役広瀬章義氏は、平成26年６月27日開催の第59回定時株主総会において、新たに取締役に就任し、同定時株主総会終了後の取締役会においてL.E.C.事業本部長を委嘱されました。
(5)　監査役安藤嘉章及び山田豊の両氏は、平成26年６月27日開催の第59回定時株主総会において、任期満了により取締役を退任し、監査役に就任いたしました。また、両氏は、長年にわたり経営者として当社の経営に携わり、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
(6)　監査役大野隆章及び柴田隆の両氏は、平成26年６月27日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
2.　監査役川島和男及び亀山穠の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出を行っております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支給額
取締役	９名	200百万円
監査役	６名	25百万円（うち社外２名：５百万円）

（注）1.　取締役の報酬限度額は、昭和61年６月28日開催の第31回定時株主総会において、年額300百万円以内と決議いただいております。
2.　監査役の報酬限度額は、平成20年６月27日開催の第53回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
3.　支給額には、当事業年度中に役員賞与引当金として費用処理した31百万円及び当事業年度中に役員退職慰労引当金として費用処理した12百万円を含んでおります。
4.　上記以外に、取締役1名に対し、非金銭的報酬として借上げ社宅を提供しており、当社が家賃の一部として負担した額は0百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
監　査　役	川　島　和　男	当事業年度開催の当社取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうちすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を適宜行っております。
監　査　役	亀　山　　穠	当事業年度開催の当社取締役会17回のうちすべてに出席し、また、当事業年度開催の監査役会14回のうちすべてに出席し、長年にわたる公職としての重要な職責としての経験に基づき、発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

④ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はございません。

⑤ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、社外取締役を置くことの有益性を認識し、これまでも適任者の人選を行っておりましたが、適任者を確保するには至らず、社外取締役を選任しておりませんでした。このたび、平成27年５月１日施行の改正会社法により新設された機関設計である監査等委員会設置会社に移行することを、同年５月８日開催の当社取締役会で決議するとともに、適任の社外取締役候補者を確保できましたので、同年６月26日開催の当社第60回定時株主総会に監査等委員会設置会社に移行するための議案及び社外取締役の選任議案を上程することといたしました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等　30百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　38百万円

（注）　当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が、会社法第340条第１項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6.　会社の体制及び方針

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号　以下「改正会社法」という。）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（法務省令第６号　以下「改正会社法施行規則」という。）が、平成27年５月１日に施行されました。

改正会社法では、「業務の適正を確保するための体制」に係る規定が改正され、これに伴い、改正会社法施行規則では、改正会社法で整備すべき「業務の適正を確保するための体制」の具体的内容について規定されました。

当社は、「改正会社法」「改正会社法施行規則」の規定に従い、「業務の適正を確保するための体制」について見直し、同年５月８日開催の当社取締役会において決議いたしました。

概要は以下のとおりであります。

(1)　当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、法令遵守・企業倫理の徹底を目的に制定された「トーカイグループ　コンプライアンスマニュアル」に従う。

当社グループの取締役及び従業員は、コンプライアンス意識の向上に向けた研修、教育等を通じ、高い企業倫理を身につけるよう努めるほか、法令及び定款に適合するように整備された社内規程や組織に基づき職務執行を行う。

当社グループの取締役及び従業員の職務執行状況のモニタリングについては、独立した内部監査部門が監査役等との連携を図り当社グループ全体の監査を実施する。

また、当社グループは、従業員が直接情報提供を行うための内部通報制度を整備し、適切な対応をとる。その際当社グループは、通報内容を守秘し通報者に対して不利益な扱いを行わない。

(2)　取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報は、法令及び文書取扱規程等に基づき、適切に管理する。

(3)　当社及び当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社グループの取締役及び従業員は、リスク管理のために、リスク管理基本規程を整備し、経営を取り巻く各種リスクを抽出・分析し、重点管理項目を設定・検証する。これらのリスクの管理の対応にあたって、グループ横断のリスク管理と情報共有のための委員会を設置し、リスク発生の未然防止に努める。損失の危機が顕在化した際には、迅速に対応するための組織を設置し、被害の拡大を防止する。

また、当社は、内部監査部門において、定期的に内部監査を行い、損失の危機の発生を防止し、リスク管理体制をチェックする。

(4)　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、事業の内容に応じて、事業本部制、子会社制を導入し、各事業の状況に応じた的確で迅速な意思決定を促進する。

また、当社では執行役員制度を導入し、業務執行の迅速化及び責任体制の明確化を図るほか、取締役、執行役員及び重要な子会社の代表取締役で構成する役員会を、原則として月２回開催し、迅速な意思決定と業務の効率性を確保する。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ共通の経営理念として、「トーカイ憲章」を制定し、当社グループの健全な内部統制環境の醸成を図る。

当社グループは、関係会社管理規程を整備し、グループにおける報告管理体制を整備するとともに、重要な子会社の代表取締役と、子会社各社に配置される親会社の取締役又は執行役員に対し、業務の適正を確保するうえで必要なコンプライアンス遵守とリスク管理体制についての権限と責任を与え、内部監査部門がこれを補佐する。一定の役職者以上で構成されるグループ全体会議を定期的に開催し、報告・協議の体制を整備することで企業集団における業務の適正を確保する。

(6) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役又は監査役会から専属の補助者の要求があった場合は、補助者を配置する。

(8) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役及び監査役会の補助者は、監査役及び監査役会の指揮命令に服し、取締役及び当該従業員の属する組織の上長の指揮命令系統から外れる。監査役及び監査役会の補助者が、取締役及び当該従業員の上長からの指揮命令を受けないことを社内規程に明記するなど、当該従業員の取締役からの独立性及び監査役の職務補助に係る指示の実効性の確保に努める。

(9) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社グループの取締役及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実について発見した場合、直ちに当社の監査役又は監査役会に対して報告を行う。

(10) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、独自の外部専門家（弁護士、公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、必要な予算措置を講じるものとする。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役が第２号により保管する情報・文書等を、必要に応じ、閲覧できる。また、監査役は、必要に応じ、役員会及び事業部会議等の重要な会議に同席でき、意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

監査役は、内部監査部門の責任者から、監査の実施状況及び業務遂行の報告を受けることができる。また、管理部門担当取締役及び会計監査人から、当社グループの状況について定期的に報告を受ける。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保する体制の整備と運用に関する基本的な事項を規定した「財務報告に係る内部統制に関する基本方針（内部統制基本方針)」に基づき、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備・運用を行う。また、当社グループは、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断については、基本的な考え方を「トーカイグループ　コンプライアンスマニュアル」に明記するとともに、自治体（都道府県）が制定した暴力団排除条例の遵守に努め、社会的責任及び企業防衛の観点から毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。事案の発生時には、警察や弁護士などの外部専門機関と綿密に連携をとり、反社会的勢力対応規程に基づき組織全体として速やかに対処する。

7.　会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」）

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者（以下「方針決定を支配する者」といいます。）の在り方について、基本的には、株主の皆様の自由な判断に基づいた当社株式の自由な取引を通じて決定されるべきものであると考えており、上場企業として多様な投資家の皆様に株主となっていただき、そのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させることが望ましいと考えております。

昨今のわが国の資本市場においては、経営陣の同意なく、会社支配権の取得を意図した株式の大量買付行為が増加しつつあり、このような買付行為の中には、当社及び当社グループの顧客、取引先、地域社会及び従業員等ステークホルダーの利益を著しく損なう蓋然性の高いものや、株主の皆様に十分な判断の時間や判断の材料を与えないもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして望ましくない買付行為も想定されます。

当社は、このような買付行為を行おうとする者に対して、方針決定を支配する者となる機会を与えることは、株主の皆様からのさまざまな意見を当社の財務及び事業の方針の決定に反映させようとするにあたって望ましくないものと考えております。

(2) 基本方針に関する取組み

① 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、以下のような取組みにより当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させることが、多様な投資家の皆様からの当社への投資につながり、結果的に、基本方針の実現に資するものと考え、これらの取組みを実施しております。

・事業特性及び事業の根幹に対する認識

当社は、昭和30年の創業時から快適な職場環境や住空間の創造、人々の健康の増進や福祉の向上に資することを目的に、社会に貢献できる企業を目指し50年以上にわたってさまざまな事業を展開してまいりました。現在では、医療機関や介護福祉施設等比較的体力が弱い方々が多く集まる場所で、各種の事業を展開しており、「衛生管理のプロ」としてその専門的な知識と経験を活かし、お客様にとって安心かつ安全なサービスの提供を心がけております。また、サービス業の基本は「お客様第一」に徹することと認識し、接遇マナーに関する教育を徹底しております。このように、当社では事業の現場を最優先に考え、そこからお客様のニーズを的確にとらえて提供することで、当社のプレゼンスを向上させ、ひいては当社グループの持続的な企業価値の向上に努めております。

・顧客との連携及び協力体制

当社グループでは数多くの医療機関や介護福祉施設からさまざまな業務を受託しており、そのような機関や施設と一体となってその運営に携わっております。介護用品の貸与事業におきましても、全国に400社を超える提携店に介護用品を提供するとともに、ケアマネジャー様の信頼の下、ご利用者様に介護用品を貸与しております。そして、調剤薬局事業では、平成27年３月末時点で115店舗を展開し、医療機関との緊密な連携を背景にして多くの患者様に薬を提供させていただいております。さらに、環境サービスを構成するリースキン事業でも、平成27年３月末時点で全国に1,100社を超える地方本部・代理店を有するフランチャイズ網を築いております。このような医療機関及び介護福祉施設や代理店との信頼関係は長い時間をかけて醸成してきたものであり、当社事業の根幹をなすものと考えております。

・事業環境に対する取組み

高齢者人口の増加を背景に医療に対する支出が増加し続け、国家財政にとって大きな問題となっており、厚生労働省は医療や介護にかかる費用を削減するために、法律や制度の改正を重ね、当社グループを取り巻く環境は厳しいといわざるを得ません。そこで、当社グループでは、医療機関や介護福祉施設から多様な業務を受託することにより、このような収益環境の土台をなす法制度改正の荒波を乗り越えております。つまり、一つひとつの事業を独立させるのではなく、複数の事業を有機的に結合させてサービスを提供することにより、当社グループの強みを際立たせ、ひいては企業価値の向上及び株主共同の利益の向上を図っております。

・さまざまなステークホルダーとの緊密な関係

当社では、株主の皆様、顧客、取引先や従業員等さまざまな関係者からの、当社グループの事業特性へのご理解と事業そのものに対してのご協力に支えられて、これまで企業価値を高めるとともに、株主の皆様の共同利益の確保・向上に努めてまいりました。この長年にわたって築いてきた協力体制を維持・発展させることをベースに、当社グループの事業の運営を進めることが極めて重要であると認識しております。従いまして、引き続きこの協力体制を継続していくことが、当社グループの企業価値を最大化し、かつ株主共同の利益に資すると確信いたしております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、基本方針に照らし不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式の大量買付行為について一定のルールを設ける必要があると考えております。

そこで、平成25年５月10日に開催された当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための対応策として、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、「当社株式の大量買付行為への対応方針」（以下「本方針」といいます。）を継続して導入することを決議し、平成25年６月27日開催の第58回定時株主総会において、本方針を継続して導入する旨のご承認をいただきました。

(3) 当社の取組みが、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

① (2)①の取組みについて

(2)①の取組みは、いずれも、究極的には、当社株主共同の利益及び当社企業価値を向上させるための取組みであるため、これらの施策により、多様な投資家の皆様が当社へ投資することが期待できるという意味で、多様な株主の皆様のさまざまな意見の反映という当社の基本方針に沿うものであります。また、これらの施策は、当社の会社役員の地位の維持とは関係がありません。

② (2)②の取組みについて

本方針の内容については、以下のような点から、基本方針に沿い、株主共同の利益を害するものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

- 議決権割合が20％以上となるような大量買付者に対して事前に大量買付情報の提供、大量買付行為の是非を判断する時間の確保及び代替案の提示を受ける機会を求めることによって、大量買付者の提案に応じるか否かについて適切な判断を可能にするものです。
- 対抗措置が発動される場合を、大量買付者が予め定められた大量買付ルールを遵守しない場合や、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定しております。
- 独立性の高い当社社外監査役及び外部の有識者を構成員とした独立委員会を設置し、対抗措置の発動を当社取締役会が判断するにあたって、独立委員会の勧告等を最大限尊重することとしております。また、当社取締役会において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ることができるものとしております。このように、当社取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みを備えております。

・　本取組みは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則を充足しており、企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に適合しております。また、デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではありません。

（ご参考）

当社は、平成18年８月７日開催の当社取締役会にて、「当社株式の大量買付提案への対応方針（買収防衛策）」（以下、本方針といいます。）の導入を決議し、平成19年６月28日開催の当社第52回定時株主総会から３年ごとに一部修正を加え、株主の皆様のご承認を得てまいりました。

本方針の有効期間は、平成28年６月に開催予定の当社第61回定時株主総会終結の時までとなっており、１年間の有効期間が残っておりますが、本方針導入当時と当社を取り巻く経済環境の変化とともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備等により、本方針導入の目的も一定程度担保されていると考えられます。このようなことから、本方針の必要性が低下したものと判断し、平成27年５月８日開催の当社取締役会において、本方針の廃止を決議いたしました。

※上記の（ご参考）は、事業報告の内容を構成するものではなく、株主の皆様のご参考として記載しています。

（注）　記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、１株当たり情報その他比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**39,678**	**流動負債**	**20,895**
現金及び預金	18,848	支払手形及び買掛金	11,636
受取手形及び売掛金	14,506	短期借入金	1,669
有価証券	769	１年内償還予定の社債	194
たな卸資産	4,425	未払金	3,128
繰延税金資産	784	未払法人税等	839
その他	494	賞与引当金	1,379
貸倒引当金	△150	役員賞与引当金	79
固定資産	**34,187**	その他	1,966
有形固定資産	**24,245**	**固定負債**	**5,043**
建物及び構築物	9,922	社債	651
機械装置及び運搬具	2,747	長期借入金	591
土地	8,522	リース債務	852
リース資産	1,068	繰延税金負債	449
建設仮勘定	183	役員退職慰労引当金	282
その他	1,802	退職給付に係る負債	1,374
無形固定資産	**713**	その他	842
のれん	61	**負債合計**	**25,938**
その他	651	(純資産の部)	
投資その他の資産	**9,228**	**株主資本**	**46,295**
投資有価証券	5,439	**資本金**	**8,108**
長期貸付金	875	**資本剰余金**	**4,744**
繰延税金資産	545	**利益剰余金**	**33,510**
その他	2,396	**自己株式**	**△67**
貸倒引当金	△29	**その他の包括利益累計額**	**1,393**
		その他有価証券評価差額金	**1,388**
		退職給付に係る調整累計額	**5**
		新株予約権	**16**
		少数株主持分	**220**
		純資産合計	**47,926**
資産合計	**73,865**	**負債純資産合計**	**73,865**

(注)　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**98,159**
売上原価		**74,825**
売上総利益		**23,334**
販売費及び一般管理費		**16,241**
営業利益		**7,092**
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	63	
為替差益	42	
受取手数料	36	
その他	196	375
営業外費用		
支払利息	68	
その他	60	129
経常利益		**7,338**
特別利益		
固定資産売却益	2	
受取保険金	159	161
特別損失		
固定資産売却損	34	
固定資産除却損	101	
その他	51	187
税金等調整前当期純利益		**7,312**
法人税、住民税及び事業税	2,179	
法人税等調整額	536	2,716
少数株主損益調整前当期純利益		**4,596**
少数株主利益		10
当期純利益		**4,586**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,108	4,709	29,408	△117	42,108
会計方針の変更による累積的影響額			△25		△25
会計方針の変更を反映した当期首残高	8,108	4,709	29,383	△117	42,083
当期変動額					
剰余金の配当			△573		△573
当期純利益			4,586		4,586
連結範囲の変動			114		114
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		34		50	85
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	34	4,127	50	4,212
当期末残高	8,108	4,744	33,510	△67	46,295

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	738	△1	△2	733	29	210	43,082
会計方針の変更による累積的影響額							△25
会計方針の変更を反映した当期首残高	738	△1	△2	733	29	210	43,056
当期変動額							
剰余金の配当							△573
当期純利益							4,586
連結範囲の変動							114
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							85
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	650	1	7	659	△13	10	656
当期変動額合計	650	1	7	659	△13	10	4,869
当期末残高	1,388	—	5	1,393	16	220	47,926

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　12社

連結子会社名　　①㈱トーカイ（四国）　②㈱プレックス
③トーカイフーズ㈱　④㈱サン・シング東海
⑤㈲山本綿業　⑥たんぽぽ薬局㈱
⑦㈲レベルアップ　⑧㈱ティ・アシスト
⑨㈱ビルメン　⑩大和メンテナンス㈱
⑪㈱リースキンサポート　⑫㈱日本情報マート

当連結会計年度より㈲レベルアップは重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

九州メガソーラー㈱

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。

(2) 持分法適用の関連会社はありません。

(3) 持分法を適用していない主要な会社等の名称等

九州メガソーラー㈱

（持分法の適用から除いた理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3.　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4.　会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券　　…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの …期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ …時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産 …主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く） …定額法

その他の有形固定資産 …主として定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	15～50年
機械装置及び運搬具	10～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分） …社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産 …リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　…金利スワップ取引

ヘッジ対象　…変動金利社債、変動金利借入金

③ ヘッジ方針

金利スワップ取引で、変動金利を固定化することにより将来の金利上昇リスクを回避するものであります。

④ ヘッジ有効性の評価

金利スワップについてはヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができ、また、特例処理による金利スワップについてはその適用要件を充足しているため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、退職給付に係る負債が38百万円増加し、繰延税金負債が13百万円及び利益剰余金が25百万円、それぞれ減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

追加情報に関する注記

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.80％から平成27年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については32.29％に、平成28年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.51％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は40百万円減少し、法人税等調整額が85百万円、その他有価証券評価差額金が45百万円、退職給付に係る調整累計額が0百万円、それぞれ増加しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

建物及び構築物	404百万円
土地	1,036百万円
計	1,441百万円

担保付債務は、次のとおりであります。

1年内償還予定の社債（銀行保証付無担保社債）	94百万円
社債（銀行保証付無担保社債）	601百万円
計	696百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

20,820百万円

3.　たな卸資産

たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	2,993百万円
仕掛品	55百万円
原材料及び貯蔵品	1,375百万円
計	4,425百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1.　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
普通株式	18,020	—	—	18,020

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	286	16.00	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年10月31日取締役会	普通株式	286	16.00	平成26年９月30日	平成26年12月８日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	413	利益剰余金	23.00	平成27年３月31日	平成27年６月29日

3.当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

発行決議の日	平成22年６月29日	平成23年５月12日及び平成23年６月29日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	12,500株	40,200株
新株予約権の残高	125個	402個

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「販売管理規程」及び「新規取引および与信管理実施要領」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

社債及び借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の社債の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブ取引についての基本方針は取締役会で決定され、取引の実行及び管理は管理本部が行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	18,848	18,848	―
(2) 受取手形及び売掛金	14,506		
貸倒引当金（＊１）	△126		
	14,379	14,379	―
(3) 有価証券及び投資有価証券	4,459	4,463	3
(4) 長期貸付金（１年内回収予定の長期貸付金を含む）	881	877	△3
資産計	38,569	38,569	△0
(1) 支払手形及び買掛金	11,636	11,636	―
(2) 短期借入金	1,245	1,245	―
(3) 未払法人税等	839	839	―
(4) 社債（１年内償還予定の社債を含む）	846	864	18
(5) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	1,016	1,009	△6
(6) リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	1,128	1,139	10
負債計	16,712	16,735	22
デリバティブ取引（＊２）	―	―	―

（＊１）個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（＊２）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（　）で表示しております。

（注）　金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、非上場株式（連結貸借対照表計上額1,465百万円）並びに投資事業有限責任組合への出資（連結貸借対照表計上額283百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表の「資産(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(4) 長期貸付金（1年内回収予定の長期貸付金を含む）

長期貸付金の時価については、一定期間ごとに分類し、その将来キッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレットを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債（１年内償還予定の社債を含む）、(5) 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）並びに(6) リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）

社債の時価については、一定期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

変動金利による社債の一部はスワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の社債発行を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、当該社債の時価に含めて記載しております（上記、負債(4)参照）。

賃貸等不動産に関する注記

1.　賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、岐阜県及び首都圏において、自社の使用するオフィスビル（土地を含む。）の一部を賃貸しております。

2.　賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額	時価
1,379	1,273

（注）1　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2　当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	2,655円36銭
１株当たり当期純利益	255円81銭

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**17,363**	**流動負債**	**14,112**
現金及び預金	8,461	買掛金	3,595
受取手形	229	短期借入金	785
売掛金	5,572	関係会社短期借入金	5,200
有価証券	469	１年内返済予定の長期借入金	424
たな卸資産	1,473	１年内償還予定の社債	100
前払費用	73	リース債務	200
繰延税金資産	377	未払金	1,985
未収還付法人税等	570	未払法人税等	516
その他	277	賞与引当金	627
貸倒引当金	△141	役員賞与引当金	31
固定資産	**29,920**	その他	644
有形固定資産	**14,027**	**固定負債**	**2,441**
建物	5,631	社債	50
構築物	314	長期借入金	591
機械装置	1,187	リース債務	418
車両運搬具	25	退職給付引当金	103
工具器具備品	1,220	役員退職慰労引当金	198
土地	4,910	長期預り保証金	422
リース資産	583	繰延税金負債	470
建設仮勘定	154	その他	185
無形固定資産	**293**	**負債合計**	**16,553**
のれん	10	（純資産の部）	
借地権	11	**株主資本**	**29,323**
ソフトウエア	232	**資本金**	**8,108**
その他	38	**資本剰余金**	**4,741**
投資その他の資産	**15,598**	資本準備金	3,168
投資有価証券	4,483	その他資本剰余金	1,572
関係会社株式	9,115	**利益剰余金**	**16,541**
出資金	100	その他利益剰余金	16,541
長期貸付金	82	特別償却準備金	19
関係会社長期貸付金	1,174	固定資産圧縮積立金	119
破産更生債権等	6	別途積立金	761
長期前払費用	33	繰越利益剰余金	15,640
その他	680	**自己株式**	**△67**
貸倒引当金	△77	**評価・換算差額等**	**1,389**
		その他有価証券評価差額金	**1,389**
		新株予約権	**16**
		純資産合計	**30,729**
資産合計	**47,283**	**負債純資産合計**	**47,283**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**42,284**
売上原価		**26,927**
売上総利益		**15,356**
販売費及び一般管理費		**12,701**
営業利益		**2,655**
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	1,142	
受取手数料	70	
その他	133	1,374
営業外費用		
支払利息	61	
社債利息	3	
その他	24	90
経常利益		**3,939**
特別利益		
固定資産売却益	0	
受取保険金	159	159
特別損失		
固定資産除却損	50	
関係会社株式評価損	18	68
税引前当期純利益		**4,030**
法人税、住民税及び事業税	566	
法人税等調整額	537	1,103
当期純利益		**2,927**

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで〕

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,108	3,168	1,538	4,707	22	54	761	13,348	14,187
当期変動額									
特別償却準備金の積立					0			△0	—
特別償却準備金の取崩					△4			4	—
固定資産圧縮積立金の積立						65		△65	—
固定資産圧縮積立金の取崩						△0		0	—
剰余金の配当								△573	△573
当期純利益								2,927	2,927
自己株式の取得									
自己株式の処分			34	34					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計			34	34	△3	64	—	2,292	2,353
当期末残高	8,108	3,168	1,572	4,741	19	119	761	15,640	16,541

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△117	26,885	766	△1	764	29	27,679
当期変動額							
特別償却準備金の積立		—					—
特別償却準備金の取崩		—					—
固定資産圧縮積立金の積立		—					—
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
剰余金の配当		△573					△573
当期純利益		2,927					2,927
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	51	85					85
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			622	1	624	△13	611
当期変動額合計	50	2,438	622	1	624	△13	3,049
当期末残高	△67	29,323	1,389	—	1,389	16	30,729

（注）　記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券　…償却原価法（定額法）

② 子会社株式及び関連会社株式　…移動平均法に基づく原価法

③ その他有価証券

時価のあるもの　…期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　…移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　…時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産　…主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2.　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）　…定額法

その他の有形固定資産　…定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物、構築物	15～50年
機械装置	10～17年
工具器具備品	３～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア（自社利用分）　…社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

(3) リース資産　…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

執行役員の退職金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4.　ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段　…金利スワップ取引

ヘッジ対象　…変動金利借入金

(3) ヘッジ方針

金利スワップ取引で、変動金利を固定化することにより将来の金利上昇リスクを回避するものであります。

(4) ヘッジ有効性の評価

金利スワップについてはヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続してキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができ、また、特例処理による金利スワップについてはその適用要件を充足しているため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

5.　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額　13,734百万円

2. 保証債務

次の会社の金融機関からの借入について債務保証を行っております。

㈱日本情報マート	150百万円

3. たな卸資産

たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	514百万円
原材料及び貯蔵品	958百万円
計	1,473百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分掲記したものを除く）

短期金銭債権	710百万円
短期金銭債務	188百万円
長期金銭債務	14百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	275百万円
仕入高	271百万円
外注費等	1,202百万円
営業取引以外の取引高	1,372百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	107	0	46	60

(注)自己株式の変動事由の概要

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取りによる増加 0千株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使による減少 46千株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	13百万円
投資有価証券評価損	190百万円
賞与引当金	202百万円
貸倒引当金	63百万円
退職給付引当金	32百万円
役員退職慰労引当金	62百万円
減損損失	71百万円
繰越欠損金	63百万円
その他	206百万円
繰延税金資産小計	906百万円
評価性引当額	△482百万円
繰延税金資産合計	424百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△55百万円
その他有価証券評価差額金	△432百万円
その他	△30百万円
繰延税金負債合計	△517百万円
繰延税金資産の純額	△93百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号) 及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号) が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の34.80%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.29%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.51%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額 (繰延税金負債の金額を控除した金額) は25百万円、法人税等調整額が19百万円、その他有価証券評価差額金が45百万円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電気機器等の一部については、リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	たんぽぽ薬局㈱	所有 直接100%	ＣＭＳ取引 役員の兼任	資金の借入(注1) 利息の支払(注1)	4,900 24	関係会社短期借入金	4,900
子会社	九州メガソーラー㈱	所有 直接100%	資金の貸付	資金の貸付(注2) 利息の受取(注2)	500 6	関係会社長期貸付金	590

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入は「キャッシュマネジメントシステム（ＣＭＳ)」に係るものであり、借入金利息は市場金利を勘案して決定しております。

(注2) 資金の貸付は、当社グループ内金融による取引であり、取引金額は純増減額を記載しております。また、利率については、市場金利を勘案して決定しております。

役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

種類	氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	小野木孝二	被所有 2.99%	当社代表取締役社長	ストック・オプションの権利行使	11	―	―
役員	山田豊	被所有 0.10%	当社常勤監査役	ストック・オプションの権利行使	12	―	―

(注) 平成22年６月29日開催の定時株主総会及び取締役会の決議、平成23年５月12日開催の取締役会並びに平成23年６月29日開催の定時株主総会及び取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　1,710円11銭
１株当たり当期純利益　　163円27銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１３日

株式会社トーカイ
取締役会　　御中

有限責任監査法人　ト　ー　マ　ツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水上　圭祐　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河嶋　聡史　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社トーカイの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーカイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１３日

株式会社トーカイ
取締役会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水上　圭祐　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　河嶋　聡史　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トーカイの平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第６０期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第６０期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、各人の専門性を駆使し、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において往査を実施し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月14日

株式会社　トーカイ　監査役会

常勤監査役　安藤嘉章 ㊞

常勤監査役　山田　豊 ㊞

監　査　役（社外監査役）　川島和男 ㊞

監　査　役（社外監査役）　亀山　穠 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおり、実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業価値の向上及び株主価値の最大化を図るべく、事業拡大のための必要な投資資金を確保するために内部留保を手厚くすると同時に、株主様への利益還元につきましては経営上の最重要課題と認識し、業績に応じた安定的な配当を継続すること及び総還元性向15％を目安とし、中間配当を合わせ年２回の配当を実施することを基本方針としております。

当期も、その方針に沿って、経営成績等を勘案し期末配当は、１株につき普通配当23円の配当を実施したいと存じます。したがいまして、中間配当16円を含めた年間配当は１株につき39円となります。

当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類

金銭といたします。

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき23円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は413,076,113円となります。

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1)　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において、「改正会社法」といいます。）が平成27年５月１に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることで、透明性及び機動性の高い経営を実現するため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

　また、取締役が期待される役割を十分に果たすことができるよう、取締役会決議によって取締役の責任を会社法で定める範囲において免除することができる旨の規定を新設し、併せて業務執行を行わない取締役については、責任限定契約の締結を可能とする旨の規定を新設（定款第32条）するものであります。なお、定款第32条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(2)　上記(1)の理由による変更に伴い、条文の新設、削除に伴い必要な条数、項数及び号数の変更を行うとともに、一部字句の整理、変更を行うものであります。

(3)　本議案に係る定款変更は、本定時株主総会終結の時に、その効力が生ずるものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線＿＿は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
第４条　（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査役 (3)　監査役会 (4)　会計監査人	第４条　（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)　取締役会 (2)　監査等委員会 (3)　会計監査人
第５条　（条文省略）	第５条　（現行どおり）
第２章　株　　式	第２章　株　　式
第６条～第10条　（条文省略）	第６条～第10条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第11条　（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第11条　（株式取扱規則） 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第12条　（条文省略）	第12条　（現行どおり）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第19条　（条文省略）	第13条～第19条　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第20条　（取締役の員数） 当会社の取締役は、８名以内とする。	第20条　（員数） 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、３名以内（内過半数は社外取締役）とする。
第21条　（取締役の選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。	第21条　（選任方法） 監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議については、累積投票によらない。	３　取締役の選任決議については、累積投票によらない。
第22条　（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第22条　（任期） 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　　設）	３　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　　設）	第23条　（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第23条　（役付取締役及び代表取締役） 　取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長１名を定めるほか、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 ２　取締役会は、その決議により、前項の取締役の中から代表取締役を選定する。 ３　取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長及び専務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は、その担当業務を掌理する。 ４　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い取締役副社長、専務取締役、又は常務取締役が取締役社長の職務を代行する。	第24条　（役付取締役及び代表取締役） 　取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役社長１名を定めるほか、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。 ２　取締役会は、その決議により、前項の取締役の中から代表取締役を選定する。 ３　取締役社長は、当会社の業務を統轄し、取締役副社長及び専務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を執行し、常務取締役は、その担当業務を掌理する。 ４　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い取締役副社長、専務取締役、又は常務取締役が取締役社長の職務を代行する。
第24条　（条文省略）	第25条　（現行どおり）
第25条　（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役及び各監査役全員の同意があるときは、招集の手続を省略して取締役会を開催することができる。	第26条　（取締役会の招集通知） 　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役全員の同意があるときは、招集の手続を省略して取締役会を開催することができる。
第26条　（条文省略）	第27条　（現行どおり）
第27条　（取締役会の議事録） 　取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名する。	第28条　（取締役会の議事録） 　取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録にこれを記載又は記録し、出席した取締役が記名捺印又は電子署名する。
第28条　（条文省略）	第29条　（現行どおり）
第29条　（報酬等） 　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第30条　（報酬等） 　監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。
第30条　（条文省略）	第31条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	第32条　（責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	（削　　除）
第31条　（監査役の員数） 当会社の監査役は、４名以内とする。	（削　　除）
第32条　（監査役の選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　　除）
第33条　（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　　除）
第34条　（常勤の監査役） 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
第35条　（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削　　除）

現　行　定　款	変　更　案
第36条　（監査役会の決議方法） 　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　　除）
第37条　（監査役会の議事録） 　監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印又は電子署名する。	（削　　除）
第38条　（監査役会規程） 　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　　除）
第39条　（報酬等） 　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	第33条　（監査等委員会の招集通知） 　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新　　設）	第34条　（常勤の監査等委員） 　監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。
（新　　設）	第35条　（監査等委員会の決議方法） 　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

現　行　定　款	変　更　案
（新　　設）	第36条　（監査等委員会の議事録） 　監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名する。
（新　　設）	第37条　（監査等委員会規程） 　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　計　　算	第６章　計　　算
第40条～第42条　（条文省略）	第38条～第40条　（現行どおり）
第43条　（配当の除斥期間） 　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２　未払期末剰余金配当及び中間配当には、利息をつけない。	第41条　（配当の除斥期間） 　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 ２　未払の配当金には、利息をつけない。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

第２号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、現在の取締役（７名）は全員任期満了となりますので、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本定時株主総会終結の時に、その効力が生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	小野木孝二（おのぎこうじ） （昭和30年２月16日生）	昭和52年３月　当社入社 昭和56年９月　当社取締役 昭和62年６月　当社常務取締役 平成３年６月　当社専務取締役 平成６年６月　当社取締役副社長 平成７年６月　当社代表取締役副社長 平成10年６月　当社代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社日本情報マート代表取締役社長 株式会社サン・シング東海代表取締役会長 株式会社トーカイ（四国）代表取締役会長 公益財団法人小野木科学技術振興財団理事長 一般社団法人岐阜県経営者協会会長 公益財団法人岐阜県体育協会会長	538,496株
2	臼井　忠彦（うすい　ただひこ） （昭和27年３月８日生）	平成12年９月　株式会社十六銀行取締役名古屋支店長 平成15年７月　当社入社執行役員Ｌ．Ｅ．Ｃ．事業本部副本部長 平成19年４月　当社執行役員Ｌ．Ｅ．Ｃ．事業本部長 平成19年６月　当社取締役Ｌ．Ｅ．Ｃ．事業本部長 平成22年８月　当社取締役Ｌ．Ｅ．Ｃ．事業本部長兼大和メンテナンス株式会社代表取締役社長 平成23年６月　当社常務取締役Ｌ．Ｅ．Ｃ．事業本部長兼大和メンテナンス株式会社代表取締役社長 平成26年６月　当社専務取締役業務統括（現任）	7,000株
3	樋口　政廣（ひぐち　まさひろ） （昭和25年５月26日生）	平成18年４月　三洋電機株式会社ＡＶカンパニープロジェクターＢＵ事業企画部部長 平成18年８月　当社入社生産本部羽島工場ゼネラルマネジャー 平成19年４月　当社生産本部副本部長 平成21年６月　当社執行役員生産本部長 平成22年６月　当社取締役生産本部長 平成24年６月　当社取締役生産本部長兼株式会社サン・シング東海代表取締役社長 平成25年６月　当社常務取締役生産本部長兼株式会社サン・シング東海代表取締役社長 平成25年７月　当社常務取締役生産本部長兼調達本部長兼株式会社サン・シング東海代表取締役社長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社サン・シング東海代表取締役社長	8,400株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	白木　元朗（しらき　もとあき） （昭和34年１月16日生）	昭和63年11月　当社入社 平成13年４月　当社寝具･シルバー事業本部ゼネラルマネジャー 平成15年４月　当社執行役員シルバー事業本部長 平成19年４月　当社執行役員病院関連事業本部中西部担当本部長 平成24年６月　当社取締役病院関連事業本部長兼同本部中西部担当本部長 平成26年６月　当社常務取締役病院関連事業本部長（現任）	5,000株
5	多賀慎一郎（たがしんいちろう） （昭和28年２月18日生）	昭和59年７月　当社入社 平成９年４月　当社総務本部人事部長 平成13年７月　当社執行役員病院関連事業本部副本部長 平成16年７月　当社執行役員東部営業推進本部長 平成18年７月　当社執行役員病院関連事業本部副本部長 平成19年４月　当社執行役員病院関連事業本部東部担当本部長 平成24年６月　当社取締役東部営業推進担当兼病院関連事業本部東部担当本部長（現任）	27,600株
6	堀江　範人（ほりえ　のりひと） （昭和30年４月３日生）	昭和53年４月　当社入社 平成15年４月　たんぽぽ薬局株式会社出向ゼネラルマネジャー 平成20年６月　当社執行役員経理本部長 平成25年６月　当社取締役経理本部長 平成25年７月　当社取締役総務本部長兼経理本部長 平成27年４月　当社取締役管理本部長（現任）	10,400株
7	広瀬　章義（ひろせ　あきよし） （昭和33年５月27日生）	昭和56年３月　当社入社 平成９年４月　当社Ｌ．Ｅ．Ｃ．事業本部ＳＡ事業部部長 平成17年４月　当社執行役員兼株式会社ティ・アシスト代表取締役社長 平成21年４月　当社執行役員リースキン事業本部長 平成26年６月　当社取締役Ｌ．Ｅ．Ｃ．事業本部長（現任）	10,800株

（注）1.　小野木孝二氏は、株式会社日本情報マートの代表取締役社長、株式会社サン・シング東海の代表取締役会長、株式会社トーカイ（四国）の代表取締役会長を兼務しており、当社と当該各社との間には商品の売買等の取引があります。また、当社は株式会社日本情報マートの借入に対して債務保証を行っております。

2.　樋口政廣氏は、株式会社サン・シング東海の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社との間には商品の売買等の取引があります。

3.　その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第２号議案が承認可決されることを条件として、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案（定款一部変更の件）に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	山田　豊（やまだ　ゆたか） （昭和23年12月10日生）	昭和42年３月　東海綿業株式会社（現当社）入社 平成12年７月　当社執行役員病院関連事業副本部長 平成13年４月　当社執行役員病院関連事業本部長 平成15年６月　当社取締役病院関連事業本部長 平成19年４月　当社常務取締役病院関連事業本部統括本部長 平成21年４月　当社常務取締役兼株式会社トーカイ（四国）代表取締役社長 平成26年６月　当社監査役（現任）	18,000株
※2	亀山　穠（かめやま　しげる） （昭和21年10月16日生）	昭和44年４月　岐阜県庁入庁 平成14年４月　健康局長 平成16年４月　中濃地域振興局長・知事代理 平成18年４月　財団法人岐阜県産業デザインセンター理事長 平成20年４月　財団法人岐阜県健康長寿財団理事長 平成22年４月　財団法人消防試験研究センター岐阜県支部長 平成24年６月　当社監査役（現任）	0株
※3	磯部　文雄（いそべ　ふみお） （昭和25年２月28日生）	昭和49年４月　厚生省（現厚生労働省）入省 平成13年１月　内閣府経済財政社会システム担当審議官 平成17年８月　厚生労働省老健局長 平成18年12月　財団法人こども未来財団常務理事 平成22年４月　福祉未来研究所代表（現任）	0株

（注）1.　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.　亀山穠氏、磯部文雄氏は、社外取締役候補者であります。

亀山穠氏、磯部文雄氏が社外取締役に就任した場合、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。

3.　社外取締役の選任理由について

①亀山穠氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公職の経験に基づき、特にコンプライアンス面において、中立公平な立場での判断が期待できること、また、当社事業の中心である健康生活分野において、高い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

②磯部文雄氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年厚生労働省に務められた経験に基づき、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で経営の監視が期待できること、また、当社事業の中心である健康生活分野において、高い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4.　亀山穠氏、磯部文雄氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

5.　亀山穠氏、磯部文雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去２年間に受けていたこともありません。

6.　亀山穠氏、磯部文雄氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7.　亀山穠氏、磯部文雄氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
8.　第２号議案（定款一部変更の件）が承認可決されることを条件に、当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定め、社外取締役候補者亀山穠氏、磯部文雄氏と当社との間で会社法第427条第１項に定められる責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
9.　※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案（定款一部変更の件）に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
市橋（いちはし）　勝彦（かつひこ） （昭和17年10月８日生）	昭和38年４月　岐阜県警察官任官 平成９年４月　関警察署長 平成10年４月　警視正に昇任　中部管区警察学校指導部長 平成12年４月　岐阜県警察本部生活安全部長 平成13年４月　大垣警察署長 平成14年４月　警視長に昇任　退官 平成14年４月　財団法人岐阜社会福祉事業協力会理事長 平成14年11月　株式会社ヒマラヤ監査役 平成19年９月　社会福祉法人岐協福祉会理事長（現任） 〔重要な兼職の状況〕 社会福祉法人岐協福祉会理事長	1,000株

（注）1.　市橋勝彦氏と当社との間には、当期において３百万円の商品の売買等の取引があります。

2.　市橋勝彦氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3.　市橋勝彦氏は、長年にわたる岐阜県警警察職員及び財団法人の理事長としての重要な職責の経験に基づき、特にコンプライアンス面において中立公平な立場での判断が期待できること、また、他社の社外監査役も経験されており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4.　市橋勝彦氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去５年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。

5.　市橋勝彦氏は、当社から顧問としての報酬を受けております。

6.　市橋勝彦氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

7.　市橋勝彦氏は、過去２年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

8.　第２号議案（定款一部変更の件）が承認可決されることを条件に、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定め、市橋勝彦氏が監査等委員である社外取締役に就任した際には、当社との間で会社法第427条第１項に定められる責任限定契約を締結する予定です。その契約内容の概要は次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第６号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第２号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。監査等委員会設置会社への移行に伴い任期満了により監査役を退任されます安藤嘉章氏、山田豊氏、川島和男氏、亀山穠氏の４氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内におきまして退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案（定款一部変更の件）に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
安藤（あんどう）　嘉章（よしあき）	平成26年６月　当社監査役（現任）
山田（やまだ）　豊（ゆたか）	平成26年６月　当社監査役（現任）
川島（かわしま）　和男（かずお）	昭和63年６月　当社監査役（現任）
亀山（かめやま）　穠（しげる）	平成24年６月　当社監査役（現任）

第７号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社は第２号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額３億円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案（定款一部変更の件）及び第３号議案（取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件）が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は７名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案（定款一部変更の件）に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

第８号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は第２号議案（定款一部変更の件）が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額5,000万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案（定款一部変更の件）及び第４号議案（監査等委員である取締役３名選任の件）が承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案（定款一部変更の件）に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場　岐阜県岐阜市若宮町九丁目16番地
当社本店７階会議室
電話　058－263－5111

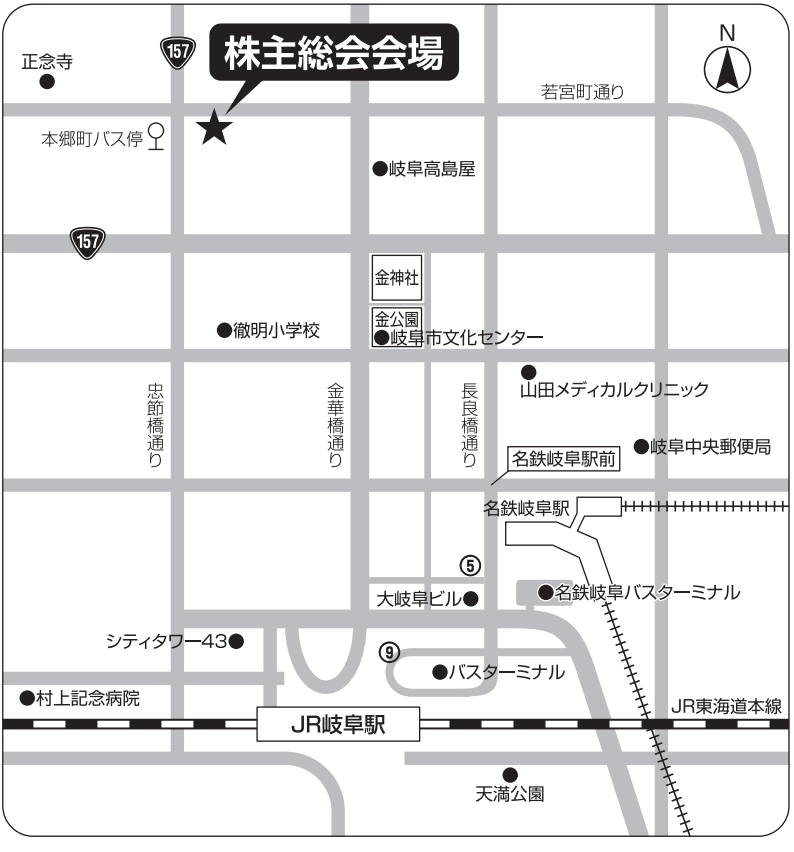

交通のご案内

○ＪＲ東海道本線「岐阜駅」下車　北へ徒歩約25分
○名鉄名古屋本線「名鉄岐阜駅」下車　北西へ徒歩約25分
○バスご利用の場合
　岐阜バス　［行先番号Ｃ70］岐阜大学・病院線「本郷町」下車　東へ徒歩約２分
　　乗り場　ＪＲ岐阜駅中央北口バスターミナル⑨番　名鉄岐阜駅前バス乗り場⑤番
　［行先番号Ｃ70の直行便、快速便及び清流ライナーは、「本郷町」に停車いたしませんので、ご注意ください。］

（注）会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。